

令和7年度第1回生駒市建築審査会会議録

1. 日時：令和8年2月4日（水曜日）

11時00分から12時00分まで

2. 場所：生駒市役所4階 403・404会議室

3. 出席者

（1）委員：中西委員、池尻委員、堂崎委員

（2）事務局：都市整備部長、建築課長、建築課課長補佐、建築課係長、建築課係員

4. 欠席者：藤村委員、宮地委員

5. 傍聴者：なし

6. 議題

1. 議案第R7-1号「建築基準法第44条第1項第2号にかかる同意について」（1件）

7. 決定事項

継続審議とする。

8. 議事の経過

令和7年度第1回生駒市建築審査会を開会。事務局より生駒市建築審査会の会議公開の取扱い要領に基づき各委員に意見を求めた結果、公開とする旨を報告。

事務局から、生駒市建築審査会条例第5条第2項の規定に基づき審査会が成立する旨を報告。

委員紹介後、新任委員1名からの挨拶あり。その後、事務局の紹介。

議事録の署名委員として池尻委員、堂崎委員にお願いすることになる。

藤村会長が欠席のため、職務代理者の中西委員に議事進行をお願いすることになる。

・議案第R7-1号「建築基準法第44条第1項第2号にかかる同意について」

職務代理者 このことについて事務局に説明を求める。

—事務局より議案第R7-1号について説明—

職務代理者 委員の意見・質問を求める発言あり。

委員 断面図では上家（屋根）の大半が擁壁上にあり、日差し・風よけとしての実効性が低いのではないか。市民からの寄付による設置であることを踏まえ、デザイン面・寄付者の意図に沿うか

疑問である。既存擁壁を撤去する予算がない事情は理解するが、実効性の観点で問題があるのではないか。

事務局 包括同意基準で上家の幅は2 m以下と定めており、奥行を約2 m弱しか確保できていない。委員の意見を受け設計者と協議したい。

委員 バス停看板が現状では歩道上にあるが、通行に支障はないか懸念がある。

事務局 現状のバス停看板は撤去し、新しい看板は法面の上に設置する予定と聞いており、歩道の有効幅員1.5mは確保できる計画である。

委員 法面の上から上家の屋根までの高さが1.5mと低く、児童が登る可能性があり、もし登ってしまった場合、荷重や転落等、安全面に懸念がある。児童が登れないような工夫、または登られても安全な構造とする対策が必要ではないか。

事務局 設置者（関係者）に対し、何らかの対策を講じるよう伝える。

委員 包括同意基準の「一日あたりの通行量500人未満」の扱いについて、500人以上の場合は個別判断になるのか。

事務局 そうである。500人未満の場合は歩道の有効幅員が2 mで可、500人以上の場合は個別に判断する運用であり、他自治体でも概ね同様の基準がある。

職務代理者 委員からの意見として、『通行上の支障がない』という法第44条第1項第2号の許可要件は満たしているが、構造物の安全性及び雨よけとしての効果面で懸念がある。設計者から具体的な対策案を提示していただき再審議を行うべきと考え、継続審議とする。

・その他

事務局 「生駒市耐震改修促進計画」の改定作業について報告。

職務代理者 その他意見がないことを確認。

・閉会

職務代理者 令和7年度第1回生駒市建築審査会を終了する旨の発言あり。

以上